

高齢者虐待防止について

未然防止

早期発見・早期対応

再発防止



保健衛生部地域保健課

1. 高齢者虐待防止法のおさらい
2. 甲府市高齢者虐待対応マニュアルを
ご存じですか？
➡令和8年4月改訂済
3. みなさんをお願いしたいこと



1. 高齢者虐待防止法のおさらい

○正式名称

「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」

○目的

高齢者の**権利利益の擁護**（法第1条）

○定義（法第2条）

①高齢者は**65歳以上**の者

②虐待は、**養護者**、及び**養介護施設従事者等**によると規定

③養護者とは、高齢者を現に養護する者
（養介護施設従事者等以外の者）



高齢者虐待とは？

① 身体的虐待

身体に外傷が生じる行為、生じる恐れのある暴行

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

食事を与えない、必要な介護をしない等の行為

③ 心理的虐待

暴言を吐く、拒否をし続ける、無視する等の行為

④ 性的虐待

わいせつな行為、わいせつな行為をさせる

⑤ 経済的虐待

高齢者本人の財産を不当に扱い利益を得る等の行為



どうして虐待が起きるのか…

養護者虐待の発生要因 (全国虐待調査 令和6年度実績より)

- ・被虐待者の「**認知症の症状**」 (58.1%)
- ・虐待者の「**介護疲れ・介護ストレス**」 (57.2%)
- ・虐待者の「**理解力の不足や低下**」 (49.6%)
- ・虐待者の「**知識や情報の不足**」 (49.1%)
- ・虐待者の「**精神状態が安定していない**」 (45.0%)
- ・虐待者の「**介護力の低下や不足**」(47.9%)

未然に防止

ネットワークで
積極支援見守り

複雑に絡み合う

虐待

虐待の芽 = リスク要因
(芽の段階でもご相談ください)

どうして虐待が起きるのか…

個人の資質の問題だけでなく、
組織として虐待を起こさせない体制構築が大切

施設虐待の発生要因

- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足（75.9%）
- ・職員の倫理観・理念の欠如（64.3%）
- ・職員のストレス・感情コントロール（62.5%）
- ・職員の指導管理体制が不十分（61.9%）

複雑に絡み合う



虐待の芽＝リスク要因
(芽の段階でもご相談ください)

高齢者虐待の防止で大事なこと

まずは**未然防止**

「虐待になる**前**に相談しよう」

「不適切**か**もしれないから言っておこう」

次に **早期発見・早期対応**

まずは虐待の起こる状況を解消する

そして **再発防止**



2. 甲府市高齢者虐待対応マニュアルをご存じですか？

令和7年3月改訂 厚生労働省
「市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について」

相談・通報件数
及び虐待判断件数
ともに**高止まり**



令和8年4月改訂 甲府市
「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」

『**高齢者虐待のない社会を
実現すること**』を目指す



虐待防止体制の整備の義務付け

令和6年4月1日～完全施行

「介護施設等における虐待防止体制の整備」

虐待の発生又はその発生を
防止するための委員会の開催
(虐待防止検討委員会)

虐待防止指針の整備

研修の実施

虐待担当者を定める



第1：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

- (1) 高齢者虐待の一義的な責任は**市**にある（P12）
- (2) 養護者による高齢者虐待は、市（地域保健課）と地域包括支援センターが中心となって対応する。
養介護施設従事者等による高齢者虐待は、市（指導監査課）が中心となって対応する。
- (3) 通報・届出受理窓口を設置し、時間外も対応。
 - ・通報は甲府市の代表番号（237-1161）に連絡。
 - ・養護者による虐待か、養介護施設従事者等による虐待か伝える。
 - ・夜間休日も同様。



第1：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

（4）連携協力体制の整備（P12～15）

- ・「**養介護施設従事者等に対する研修**」（マニュアルに位置付けあり）として本資料を提示。
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
 - 「**早期発見・見守り**」機能を担うネットワーク
 - 「**保健医療福祉サービス介入**」を円滑に行うネットワーク
 - 「**関係専門機関介入支援**」を円滑に行うネットワーク

○高齢者虐待は、連携しながら協働による**チーム**で対応

○日頃からお互いの専門性を理解し、顔の見える関係を構築



第1：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

(5) 個人情報保護法の対応

- ・個人情報の保護に関する法律が壁。



- ・個人情報保護法と甲府市個人情報保護条例では、
高齢者虐待の養護者等には、同意を得ることの例外規定に該当。
(市条例第5条)

虐待では **情報提供** > **個人情報保護**

- ・虐待の対応をする包括職員・本市等には**守秘義務**が課せられている。
(法第8・17条)

第2：養護者による虐待等への対応

- (1) リスク要因を有する家庭への支援による**未然防止**が重要。
- (2) 住民や関係機関が、通報方法や対応窓口を知っていると**早期発見**ができる→包括・市に**直接連絡**を。
- (3) 包括・市が**事実確認**を行い、関係機関や関係者の協力を得ながら対応。
- (4) **養護者への支援**も実施。

※虐待の事実を責めるのではなく、「なぜ虐待が起きてしまったのか」に注目して支援するため、「**高齢者虐待**」として支援していることを**養護者に伝えない**。



通報受理後の対応

情報提供への協力をお願いします

(1) 事実確認のための情報収集

市は通報があった時速やかに高齢者の安全の確認と事実確認のための措置を講ずる（法9条）

(2) 包括と市で協議（コアメンバー会議）

虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定を行う。

虐待なし⇒未然防止のための経過観察を実施

包括を中心に、介護支援専門員やサービス事業所等の協力が不可欠



虐待あり

皆さんも役割を
お願いすることがあります

(3) 発生要因や課題を整理して関係機関・関係者と協議、
役割分担をしながら虐待対応計画の決定

【高齢者支援チーム】

【養護者支援チーム】

多職種連携をすることで、様々な視点・知識・経験が生かされる

繰り返す

(4) 高齢者本人・養護者への支援
情報共有しながら連携をとり、終結を目指す

虐待の終結

再発防止



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

○早期発見（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報（法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

⇒市や包括に直接連絡してもよい。



第3：財産上の不当取引による被害の防止

養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害相談

○甲府市消費生活センター

市民から（事業者を除く）の消費生活に関する相談

例）悪質商法の被害、商品や役務（サービス）の取引に関するトラブル、インターネットや携帯電話などを利用した消費者トラブル、債務に関する相談 など

電話番号：055-237-5309

所在地：甲府市丸の内1丁目18-1 甲府市役所本庁舎4階

相談受付時間：平日 午前9時から午後4時

（水曜日は午前9時から午後6時）

※土日、祝日、年末年始除く。

第4：養介護施設従事者等による虐待への対応

- (1) 介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業所などで従事する職員、すべてが対象です。
- (2) **指導監査課**を中心に長寿介護課や地域保健課等が対応。
- (3) 通報者は保護される（通報者を施設に伝えない）。
- (4) 事実確認のため、施設の調査を実施。

* 高齢者虐待の研修、苦情の処理体制の確認を（法第20条）

* 高齢者虐待を発見したら、速やかに市へ通報を（法第21条）

👉 「虐待の芽チェックリスト」「虐待防止セルフチェックリスト」

（東京都福祉保健財団高齢者権利擁護センター高齢者権利擁護推進事業リンク集）など上手に活用を

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

○早期発見（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報（法第21条）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

出典：「早期発見に役立つ12のサイン」（財団法人厚生労働問題研究会）

- ① 身体に不自然な傷やアザがあり、高齢者自身や介護者の説明がしどろもどろ
- ② 脱水症を甘く見ることは禁物
→ 家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることもある
- ③ 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④ 外で食事する時、一気に食べてしまう
→ 高齢者自身が自分で食事の準備をしたり食べたりできない場合
- ⑤ 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥ 高齢者に強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる



高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

出典：「早期発見に役立つ12のサイン」（財団法人厚生労働問題研究会）

- ⑦ 高齢者が落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする
→ 認知症高齢者で、自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつき等の
落ち着かない状態がある場合
- ⑧ 「年金を取り上げられた」と訴える
→ 年金収入があっても生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取り
立てが来るなど
- ⑨ 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩ 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪ 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫ 天気が悪くても、高齢者が長時間外にたたずんでいる、あるいは昼間姿を
見かけなくなった、窓が閉まったままなどの状態が継続する



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

※下線は緊急性を要する

A 身体の状態・けが等

- ① 体に不自然で複数のあざ、打撲痕や腫脹、傷、やけどの跡が頻繁にある
- ② 急な体重の減少、やせすぎ
- ③ 栄養失調、低栄養の疑い
- ④ 重い脱水症状、その繰り返し
- ⑤ 全身衰弱、意識混濁
- ⑥ 頭部外傷、重度の褥そう



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

B 生活の状況

- ① 着の身着のまま、いつも汚れたりした服を着ている
- ② 身体の異臭、汚れた髪、伸び放題の爪
- ③ 菓子パンのみの食事、自宅以外でガツガツ食べる、拒食や過食
- ④ 不眠の訴え、不規則な睡眠
- ⑤ 自由に外出できない、自由に家族以外の人と話せない、長時間家の外にいる
- ⑥ 経済的に困っていないのに「お金がない」と訴える
- ⑦ 居住する家が極端に非衛生的である、暖房の欠如



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

C 話の内容

- ① つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする
- ② 「お金をとられた」、「貯金がなくなった」の発言
- ③ 関係者に話すことをためらう、話の内容が変化
- ④ 「怖い」、「怒られる」、「殴られる」などの発言
- ⑤ 「何も食べていない」、「怖いから家にいたくない」、「帰りたくない」などの発言
- ⑥ 「死にたい」などの発言、自分を拒否的に話す



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

D 表情・態度

- ① わずかなことにおびえやすい
- ② おびえた表情、急に不安がる、人目を避けたがる
- ③ 無気力な表情、問いかけに無反応
- ④ 家族のいる場面いない場面で態度が異なる、投げやりな態度、急な態度の変化



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

E サービスなどの利用状況

- ① 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ② 処方された薬を適切に服薬できていない、本人が処方されていない薬を服用
- ③ 入退院や救急搬送を繰り返す
- ④ 必要であるサービスを未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足
- ⑤ 援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否
- ⑥ 利用負担が突然払えなくなる、利用をためらう



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

F 養護者の態度

- ① 高齢者に対して、冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
- ② 高齢者に対し「早く死んでしまえ」など拒否的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、乱暴な口のきき方
- ③ 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁
- ④ 家から高齢者の悲鳴や介護者・家族の怒鳴り声が聞こえる



虐待の疑いのチェックポイント ～代表的な確認（チェック）項目～

F 養護者の態度

- ⑤ 高齢者に面会させない
- ⑥ 虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
- ⑦ 支援者へ「何をするかわからない」、「殺してしまうかもしれない」と訴える
- ⑧ 虐待者が高齢者の保護を求める
- ⑨ 刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅かし



3. みなさんをお願いしたいこと

- ① 虐待の視点を持って、高齢者・家族と接する。
⇒「高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン」を参考
- ② 虐待（疑い含む）があったら、すぐに市・包括へ連絡を。
- ③ リスクのある家庭は、チェックリストを活用し丁寧に観察を。
- ④ 虐待は **情報提供 > 個人情報保護**
(甲府市個人情報保護条例の例外規定に該当)

参考（甲府市ホームページに掲載）

○「甲府市高齢者虐待対応マニュアル令和6年4月改訂」

○高齢者虐待の相談・通報先（地域包括支援センター）



ご清聴ありがとうございました

